

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：新潟県ソフトテニス連盟]

[記載日： 令和 7 年 2 月 16 日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則 1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 当該項目は該当しない。	—
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 本連盟規約（平成 11 年 3 月 14 日施行・令和 2 年 3 月 11 日改正）に基づき、本連盟に加入した支部をもって組織され、常任理事会・理事会・評議員会において事業計画ならびに予算執行において承認を受け、団体運営及び事業運営を行っている。	A
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 事業運営にあたり、地方公共団体が定める各種条例、規則等を把握し競技大会等の運営に務めている。	A
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 本連盟規約（平成 11 年 3 月 14 日施行・令和 2 年 3 月 11 日改正）に基づき、評議員会、常任理事会、理事会、監事、各種委員会の体制を整備している。	A
原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 3 月の評議員会において事業方針を審議・承認していただいている。その上で「事業の実施」を作成し本連盟ホームページにて公表している。	A
原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 平成 25 年に暴力行為等根絶に向け指導基本規程違反救済申立処理委員会を設定している。構成員は委員長、副委員長、委員、事務局担当（通報窓口）各 1 名である。また、普及委員として各支部理事 16 名を置いている。 また、理事会・常任理事会において、コンプライアンス教育資料の提供等により研修を	A

<p>行っているが、今後コンプライアンスに関わる資料を本連盟ホームページから閲覧できるようにすることを検討すると共に、研修会の実施を予定している。</p>	
<p>(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。</p>	B
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>各支部理事を通して、指導者および選手への指導を行っている。また、審判員向けには資格更新の際にその資質を高めるための研修会を行っている。</p> <p>今後コンプライアンスに関わる資料を本連盟ホームページから閲覧できるようにすることを検討すると共に、指導者並びに選手に周知をしていきたい。</p>	
<p>原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。</p>	
<p>(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。</p>	A
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>本連盟規約（平成11年3月14日施行・令和2年3月11日改正）に基づき、財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守している。</p>	
<p>(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。</p>	A
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>(公財)日本ソフトテニス連盟、(公財)新潟県スポーツ協会、および(公財)新潟県スポーツ振興米山稔財団よりの補助金をそれぞれの規程に基づき適正に使用し、その収支を補助金交付団体に報告している。</p>	
<p>(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。</p>	A
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>現在、新潟市中央区蒲原町3-28に事務局を設置し、諸帳簿を整理して保管するとともに専用の口座をもっている。また、年に1回、監事2名による会計監査を実施している。</p>	
<p>原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。</p>	
<p>(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。</p>	—
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>当該項目は該当しない。</p>	
<p>(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。</p>	A
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>事業の実施状況を本連盟ホームページにて公表している。</p>	
<p>原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。</p>	
<p>自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF向け>の規定があるか（ある場合は下欄に記述）</p>	
<p>原則■について</p>	—
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>特になし</p>	